

**美幌町いじめ防止基本方針**  
(平成27年6月 決定)  
(平成30年5月 一部改正)

令和7年1月

**美幌町教育委員会**

「はじめに」 ..... |

「第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方について」 ..... 2~5

1 いじめの定義

(1) いじめの定義（法第2条）

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

3 美幌町いじめ防止基本方針策定の目的

4 いじめ防止に向けた方針

「第2 いじめの防止等のために美幌町が実施する施策について」 ..... 6~8

1 美幌町いじめ問題対策連絡協議会の設置

2 美幌町いじめ問題専門委員会の設置

3 教育委員会の取組み

(1) いじめの防止・早期発見に関すること

(2) いじめの対応に関すること

(3) 学校評価、学校運営改善の実施

4 その他の事項

「第3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策について」 ..... 9~11

1 学校いじめ防止基本方針策定への考え方

2 学校の組織づくりに向けて

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化に向けて

(1) いじめの防止

(2) 早期発見

(3) いじめに対する措置

(4) 学校運営協議会等の活用

「第4 重大事態への対処について」 ..... 12~14

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

(2) 重大事態の報告

(3) 調査の趣旨及び調査主体

(4) 調査を行うための組織

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

③ 自殺の背景調査による留意事項

(6) その他留意事項

(7) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

② 調査結果の報告

2 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

(1) 再調査

(2) 再調査を行う機関の設置

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

美幌町いじめ調査の基本フローチャート ..... 15

美幌町いじめ問題専門委員会要綱 ..... 16~17

美幌町いじめ問題対策連絡協議会要綱 ..... 18~19

美幌町総合教育会議設置要綱 ..... 20~21

## はじめに

いじめは、決して許される行為ではなく、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

いじめを防止するためには、地域住民が児童生徒のいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、児童生徒自らも安心して豊かな社会や集団を築く一員であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。

北海道においては、これまで、全ての児童生徒がいじめに苦しんだり、悩んだりすることなく、安全・安心に充実した学校生活を送ることができるよう、平成26年2月に策定（平成30年2月改定）した「北海道いじめ防止基本方針」（以下「道の基本方針」という。）を踏まえ、平成31年2月に策定した「北海道いじめの防止等に向けた取組プラン」、さらに令和5年3月に改定した「道の基本方針」により、市町村や学校、家庭や地域住民と連携して、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組を進めてきました。

しかしながら、いじめの問題に向けた様々な取組に地域間、学校間で差が見られており、取組等が徹底されず、長期化、深刻化する事態に至ったものもあります。その要因として、①「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号 以下「法」という。）に基づくいじめの積極的な認知の認識不足、②「学校いじめ対策組織」を中心とした早期の組織的対応の遅れ、③いじめを生まない環境づくりやいじめをしない態度を身に付けさせることの不十分さがあげられます。

これらを受け、町は、改めて、児童生徒の尊厳を保持するため、学校・地域住民・家庭その他の関係機関の連携の下、法の施行及び国のいじめ防止等のための基本的な方針（以下「国的基本方針」という。）並びに、平成26年8月に示された、道の防止基本方針に基づき、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処のため、総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針「美幌町いじめ防止基本方針」（以下「町の基本方針」という。）を平成30年5月に改定し、さらに令和5年3月に改定した「道の基本方針」により、「町の基本方針」をこの度改定することとしました。

町の基本方針では、児童生徒に関わる全ての人々が共通の認識を持っていじめの防止等の取組を推進する必要があります。そのため、いじめ問題への取組を更に充実させるために、町と学校が一層連携して迅速かつ組織的な対応を徹底させるとともに、学校間、地域間の連携もより深めていきます。

また、いじめを受けた児童生徒に対し、生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識し、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係機関の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指していきます。

## 「第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方について」

### I いじめの定義（法第2条）

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

### 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

子供は人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、他の子供の長所等を発見、互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子供は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できます。

しかし、ひとたび子供の生活の場に、他の者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子供の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねません。子供にとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要があります。

すべての子供は、かけがえのない存在であり、地域社会の宝であり、子供が健やかに成長していくことはいつの時代も地域全体の願いであります、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことであります。

このようなことから、いじめを防止するための基本となる方向性は、次のとおり考えます。

(1) いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子供にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件です。

(2) いじめを防止するには、特定の子供や特定の立場の人だけの問題とせず、広く地域全体で真剣に取り組む必要があります。

(3) 子供の健全育成を図り、いじめのない子供社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、町民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要があります。

(4) 子供は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子供社会の実現に努める必要があります。

(5) けんかなど交友関係から生じるトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む必要があります。

(6) 多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけでなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応します。

また、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能ですが、そうした事案であっても「いじめ」に該当するため、学校いじめ対策組織により情報共有して対応します。

(7) 「けんか」や「ふざけあい」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

(8) 児童生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」、災害により避難している児童生徒等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

(9) いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとします。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切あります。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要があります。

### 3 美幌町いじめ防止基本方針策定の目的

町の基本方針は上記の基本理念の下、いじめの問題への対策を町民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く地域全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るために基本事項を定めること等により、町全体で子供の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とします。

#### 4 いじめ防止に向けた方針

子供のいじめを防止するために、地域全体がいじめの起きない風土づくりに努めること。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要です。その実行のために、町全体で子供の健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要があります。

##### 美幌町として

- (1) いじめの防止に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るために必要な施策を総合的に策定し、実施します。
- (2) いじめの予防及び早期発見その他のいじめの防止、いじめを受けた子供に対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努めます。
- (3) 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じます。
- (4) 子供が安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行います。

##### 各学校として

- (1) 校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めます。
- (2) 日頃から、あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指します。
- (3) 子供が主体となって、いじめのない子供社会を形成するという意識を育むため、子供が発達段階に応じていじめを防止する取組みが実践できるよう指導、支援します。
- (4) 情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成する情報モラル教育等を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備します。
- (5) いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、全教職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しがゼロ」という意識をもち、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知します。
- (6) 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なQUテスト及びアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況の把握に努めます。
- (7) いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応に繋げます。
- (8) いじめを認知した場合は、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童生徒の安全を確保します。いじめたとされる児童生徒に対しては事情を認識したうえで、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応します。
- (9) 不適切な認識や言動等により児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長するとのないよう十分に留意します。

### **保護者として**

- (1) どの子供も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけます。
- (2) 子供のいじめを防止するために、学校や地域の人々など子供を見守る大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取組みます。
- (3) いじめを見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談又は通報します。
- (4) 保護者は、その保護する児童生徒の発達の段階を踏まえ、必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けるよう努めます。
- (5) 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び児童生徒の発達の段階に応じ、その保護する児童生徒について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用などの方法により、インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めます。  
また、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、犯罪の被害やいじめ等様々な問題が生じることに留意します。
- (6) いじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童生徒の心情等を十分に理解し対応します。

### **子供として**

- (1) 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取組むとともに、他の者に対しては思いやりの心をもち、自らが主体的にいじめのない校風づくりに努めます。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努めます。

### **町民、事業者、関係機関**

- (1) 町民及び町内で活動する事業者（以下「町民等」という。）は、美幌町の子供が安心して過ごすことができる環境づくりに努めます。
- (2) 子供の成長、生活に関心をもち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止に努めます。
- (3) 町民等は、地域行事等で子供が主体性をもって参加できるよう配慮します。
- (4) 子供の健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、子供が健やかに成長することを願い、相互に連携しいじめの根絶に努めます。

## 「第2 いじめの防止等のために美幌町が実施する施策について」

町は、町の基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進します。

具体的には、いじめの防止等のための、

- ・子供の健全育成に関わる機関、諸団体等との連携強化
- ・教職員の資質の向上
- ・保護者並びに地域住民を対象とした啓発活動
- ・インターネット上のいじめの監視及び防止に向けた調査研究並びに子供等への啓発
- ・いじめの防止等のための調査研究、検証及びその成果の公表
- ・いじめに係る相談制度又は救済制度等についての広報及び啓発活動
- ・学校と家庭、地域が地域ぐるみで対応する体制の構築などを推進します。

なお、いじめに係る相談、情報提供を受けた者は、当該相談、情報提供等の際に取得した個人情報の漏えいの防止、その他当該個人情報の適正な取扱いに十分留意することとします。

### 1 美幌町いじめ問題対策連絡協議会の設置

町は、町の基本方針に基づき、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、学校、教育委員会、その他の関係機関により構成される「美幌町いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置します。

### 2 美幌町いじめ問題専門委員会の設置

美幌町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、町の基本方針に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために「美幌町いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）」を設置します。

### 3 教育委員会の取組み

#### （1）いじめの防止・早期発見に関するこ

- ① 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ② 学校の教育活動全体を通じて望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図る取組を充実します。
- ③ 学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進します。
- ④ いじめの防止に資する活動であって、児童生徒が自主的に行うものに対する支援、児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進します。
- ⑤ 児童生徒をいじめから守り、地域全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、12月を「いじめ防止啓発月間」とします。
- ⑥ いじめを早期に発見するため、学校におけるいじめの防止等の取組の実施、校内研修の実施

状況、定期的なアンケート調査、個人面談の取組など実態把握の取組状況について把握し、必要な措置を講ずることとします。

⑦ 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備します。（教育相談等のカウンセラーモードの整備、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの配置に努めます。）

⑧ 教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講ずることとします。

- ・教職員向け手引き等を活用した教職員への研修

- ・教職員向け手引き等を活用した生徒指導担当教諭、道徳教育推進教諭等への専門性を高める研修等

⑨ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、民間団体や事業主を含めた関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずることとします。

また、児童生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施するとともに、インターネット上では一度拡散した情報を消去することが難しいことや、インターネット上のいじめや不適切な行為が被害者にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える危険性について児童生徒に啓発します。

⑩ 児童生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することによりいじめに正面から向き合う道徳に向けた指導の充実を図ります。

⑪ いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達の段階に応じ、相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう取組を推進します。また、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を推進します。

⑫ 「性的マイノリティ」や「多様な背景を持つ児童生徒」等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、当該児童生徒のプライバシーに十分に配慮した適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

## （2）いじめの対応に関するこ

### ① いじめに対する措置

- ・教育委員会は、法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行います。

- ・教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条、第49条の8において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずることとします。

- ・教育委員会は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を講じます。

### ② 学校の指導のあり方及び警察への通報・相談による対応

・いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて児童生徒の個人情報の取扱いに配慮しながら適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じます。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言します。

・いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導します。また、美幌町生徒指導連絡協議会等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築します。

### (3) 学校評価、学校運営改善の実施

#### ① 学校評価、教職員評価の留意点

・教育委員会は、いじめの問題を取り扱うにあたっては、いじめの有無やその内容のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、学校に必要な指導・助言を行います。

・学校が学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置付けるとともに、児童生徒や地域の状況を十分に踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえた改善に取り組むよう指導します。

・いじめに対する組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するよう指導します。  
・教職員の評価において、学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう指導します。

#### ② 学校運営改善の支援

・教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようするため、事務機能の強化等学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援します。

・保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会等の活用により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進します。

## 4 その他の事項

町は、当該基本方針の策定から5年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、町の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。加えて、教育委員会は学校基本方針について、策定状況を確認します。

### 「第3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策について」

学校は、法第13条の規定に基づいて基本方針を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に、また、さらに組織的な対応を行うため、法第22条に基づき、当該校の複数の教職員を中心に構成される、いじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ防止対策委員会」という。）を中心として、校長の強力なリーダーシップのもと教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進します。

#### I 学校いじめ防止基本方針策定への考え方

各学校は、国の基本方針、北海道の基本方針、町の基本方針を参照し、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校の基本方針」という）として定めます。策定した学校の基本方針については、公開します。

学校のいじめ基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制の充実、児童生徒指導体制の確立、校内研修の充実などが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る意義や内容等を盛り込むものとします。

- (1) 学校のいじめ基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込みず、かつ学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となります。
- (2) いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送るうえでの安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながります。
- (3) 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながります。
- (4) 学校の基本方針を策定するにあたっては、検討する段階からの保護者や地域の参画が、策定後の学校の取組を円滑に進めていく上で有効と考えます。
- (5) 児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校の基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れる等、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう、留意する必要があります。
- (6) より実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すことを明記します。
- (7) 学校の基本方針において、いじめ防止等のための取組に係る目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価し、評価結果を踏まえ取組の改善を図ります。
- (8) 学校の基本方針を学校のホームページへの掲載や学校だよりに記載し配付するなどの方法により、児童生徒、保護者や地域住民が学校の基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じるとともに、その内容を必ず入学時・各年度の開始時等に資料を配付するなどして、児童生徒、保護者、関係機関等に説明をします。

#### 2 学校の組織づくりに向けて

学校は、当該校の複数の教職員等によって構成される「学校いじめ対策組織」を設置します。日頃からいじめの問題等、児童生徒指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「児童指導部会」や「生徒指導部会」等、既存の組織を活用することは、法の趣旨に合致するものと考えますが、外部専門家の参加を求めることが効果的であると考えます。

##### 「学校いじめ対策組織」の意義

- ・いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込み学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となります。
- ・心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめ

の問題の解決に資することが期待されます。

「学校いじめ対策組織」の役割は、具体的には、

- ・学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集、共有を行う役割
- ・いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割などが考えられます。

また、当該組織は、学校の基本方針の策定や見直し、各学校で定めた取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証なども必要と考えます。

### 3 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化に向けて

※「北海道の基本方針（別添2）」…学校における「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント参照

#### (1) いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、学校はいじめの未然防止に向けて、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援します。

学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、「学校いじめ対策組織」への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

また、いじめの防止の観点から、豊かな心の育成のための、学校教育活動全体を通じた包括的な取組の方針や教育プログラム、例えば人権教育年間計画や道徳教育年間計画等に、年間を通じたいじめへの対応に係る教職員の資質向上のための取組計画等を具体的に盛り込みます。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくります。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

なお、学校は配慮を必要とする児童生徒の交友関係の情報を把握し、入学や進学時の学級編制や学校生活の節目の指導に適切に反映するよう努めます。

#### (2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、どんな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要であります。

このため、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、いじめの早期発見を徹底する観点から、例えば、チェックリストを作成、共有し、全教職員で実施する等、具体的な取組を盛り込みます。

あわせて、QU テストの活用や定期的なアンケート調査、教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。

また、アンケート調査や個人面談における児童生徒の相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底します。

さらに、インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見、早期対応に努めます。また、学校は携帯電話などの情報モラル教育の推進による児童生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努めます。

#### (3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中心として速やかに対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。被害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行います。

加害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要です。これらの対応について、教職

員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。

なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童生徒を守ります。

その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していきます。

#### (4) 学校運営協議会等の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」等を活用し、いじめの問題など学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進します。

## 「第4 重大事態への対処について」

### I 重大事態の発生と調査（法第28条）

#### (1) 重大事態の意味

法第28条がいう「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針や道の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としています。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要があります。

また、児童生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対応します。

学校又は教育委員会は、学校において重大事態が発生した場合は、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂）に沿って速やかに対応します。

#### (2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告します。

報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を町長に報告します。

#### (3) 調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである必要があります。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施します。

この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行います。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、町長による調査を実施することも想定できます。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図ります。（例えばアンケートの収集などの初期的な調査を学校又は教育委員会が中心となって行い、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられます。）

#### (4) 調査を行うための組織

教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設けます。

教育委員会が調査を行う際には、「美幌町いじめ問題専門委員会」（以下「専門委員会」）を招集し調査にあたります。必要に応じて、専門委員会の委員長は、事案に応じて適任と思われる委員を選出し、調査を行います。

児童生徒の生命又は身体に現に被害が生じている、正に被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等は、町長の判断により、緊急に「総合教育会議」を開催し、講すべき措置について教育委員会と十分な意思疎通を図り、一体となって取り組むための協議・調整を行います。

#### (5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があつたか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にす

る必要があります。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものであります。

① いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聞き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行うことなどが考えられます。

この際、いじめられた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要です。（例えば、質問票の使用にあたり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止め、いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をすることが必要です。

これらの調査にあたっては、教職員向け手引きを参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応にあたる必要があります。

② いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合は当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手します。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査などが考えられます。

③ 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要と考えます。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要であります。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月子供の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとします。

ア 背景調査にあたり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行います。

イ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行います。  
ウ 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校又は教育委員会は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案します。

エ 詳しい調査を行うにあたり、学校又は教育委員会は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要と考えます。

オ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努めます。

カ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることができることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意します。

キ 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、設置者の適切な対応が求められます。

ク 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかった

と決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。

なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要と考えます。

#### (6) その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されますが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととします。

ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではありません。

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめられた児童生徒の支援のための弹力的な対応を検討いたします。

#### (7) 調査結果の提供及び報告

##### ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明します。

これらの情報の提供にあたっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

##### ② 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は町長に報告します。

## 2 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

#### (1) 再調査

上記（7）-②の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができるものとします。

再調査を行った場合、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。

#### (2) 再調査を行う機関の設置

再調査を実施するときの機関については、「美幌町いじめ問題第三者委員会」（以下「第三者委員会」という）を設置することができるものとする。当該委員会は町長が専門的な知識を有する第三者を必要に応じて任命するが、委員は学識経験者、弁護士、医師、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努めます。

#### (3) 再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、指導主事や学校課題解決支援事業の専門家の派遣による重点的な支援、児童生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、学識経験者など外部専門家の追加配置等の支援を行います。

また、再調査を行ったとき、町長はその結果を公表しますが、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保いたします。

## 美幌町いじめ調査の基本フローチャート

